

二黨制の原因 に關する 選舉制度説

圓 藤 眞 一

キヤルフォルニア大學の Salt 教授は「政黨は選舉有權者の道具というべきである。これあるによつて、未熟な投票者達も明確な政治的發言をなし得る所のものである。(中略)政黨の性質なり機能なりを理解するために、之に先立つて、その政黨が働きかける對象の實體について或觀念を持たねばならない。」と述べて、政黨の研究には選舉という觀點の重要な事に注目し、この見地から合衆國政黨に關する生彩ある研究を發表した。⁽¹⁾ 思ふに、政黨に見られる本質的契機は一は政策であり他は權力獲得の目的である。しかも權力獲得は政策遂行の爲であり、又、政策はこれが遂行されるためには權力獲得を條件とするのである。こゝに權力とは立法機關と行政機關とを意味する。⁽²⁾ かくて政黨は、權力分立制度に於ては立法機關と行政機關とを、議院内閣制度に於ては立法機關及びそれを通じて行政機關を支配せんとするのである。政黨は本來大衆の自主的政治組織であつて、決して國家機關たるものではないが、その政策遂行の爲には後者を支配することが必要となる。⁽³⁾ 而してこの兩者を結合する作用を行ふのが正に選舉に外ならぬ。⁽⁴⁾

従つて、選舉は政黨の最も重大な機能の一つであると共に、その死命を制する機制である。政黨を選舉の觀點から研究することの意味もそこにある譯である。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

かくて選挙に關する制度は政黨の消長に重要な關連をもつのである。普通選挙權、婦人選挙權、被選挙人の資格、特にその住所要件、選挙區制、選挙人登録制、直接選挙と間接選挙、平等選挙と不平等選挙、秘密投票と公開投票、各種代表制度、選挙運動の取締特に選挙費用の制限、等々は何れも政黨に多かれ少かれ何らかの影響を與へずにはをらな⁽⁷⁾。二三の例を示せば、選挙權の擴大特に普通選挙制の實施が各國の無產政黨の發達に如何に大きな意味をもつたかは周知の事柄であるし、プロインセンに於ける三級選挙と保守派との關係、名簿式比例代表制度と政黨幹部の指導力との關係等々がそれである。いま本論でとりあげんとする多數代表制度と二黨制との關聯の問題もその一例にすぎない。

複雑多岐な政黨現象は假りにその二面を分けて考へることが便宜である。政治的社會團體としての政黨そのものの内部的諸關係の研究がその一であり、構成員、地盤、綱領政策、組織、經費、黨規、指導等の諸問題が之に屬する。次に、政黨を廣く一國の政治組織の一として觀察し、政黨の政治的機能、國家機關との關係を明かにするの⁽⁸⁾がその二であり、立憲制、議會制及大統領制と政黨との關係、二院制と政黨、二黨制と多黨制、等々の諸問題が之に屬する。本論で問題とするのは後者に限られてゐる。即ち英國、合衆國、カナダ、オーストレイリア、ニュージーランド、南阿聯邦等に於ては傳統的に二黨制が見られ、之に反して歐州大陸に於ては原則的に多黨制が行はれて居る事實に關して、その原因を専ら多數代表の選挙制度に求める所説を檢討することである。二黨制の原因に關する學説には、この他にも國民性、政權交替制度、社會的經濟的地盤等にそれ⁽⁹⁾々々重點を置く諸説が見られるが、それらの檢討については他に機會をもつであらう。⁽¹⁰⁾

一、註

(1) Salt, E. M., *American Parties and Elections*, 3rd ed., 1942, (Preface to the 1st edition)

(2) 政黨と單なる黨派現象とを區別する立場から言へば、政黨の歴史的出現は近代民主政に於ける議會制度の成立と時を同じくする。例へば Bergstrasser, *Geschichte der politischen Parteien*, S. 1. 參看。立憲制に於ては議會制及び大統領制と異り行政機關はいはゞ閉ぢられてゐるから政黨が直接に支配し得るのは議會に限られてゐること勿論である。

(3) 佐藤正次郎博士は政黨の大宗的基礎と政黨の國家機關(議會)支配力とを區別せられ、前者を政黨の潛勢力、後者を政黨の顯勢力と稱して居られる。同博士「政治學」二八七頁。

(4) 従つて選舉は政黨を通じては「社會」と「國家」とを架橋するものと言へるであらう。この面から見れば選舉と政黨とは密接不可分であつて、選舉はいはゞ國家の面から機能的に見た政黨であり、政黨はいはゞ社會の面から制度的に見た選舉である。この意味で私は政黨の本質を「社會」を「國家」に代表する組織であると見るのである。

(5) 前述 Smith 以外にも政黨を専ら選舉の觀點から見ることが主張する學者は殊に合衆國に多い。例へば J. C. Chantlesworth は「合衆國に於て政黨とは、その候補者を選舉民に推薦して公職に就かせることによつて、政府の政策を統制せんとする選舉民の合法的團體である」と述べ「(『Is Our Two-Party System Natural?』 in "Annals of the American Academy of Political and Social Science," Sept. 1948, p. 2) 又 A. W. MacMahon は「合衆國の政黨は之を全國的に見れば大統領職といふ權力に培けて争ふ緩い結合體である」と述べ「(『The Party System』 in "Political Parties: United States", in *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 11, 1933, p. 596)

(6) 合衆國に於ては聯邦、州、地方を通じて凡そ八十萬に及ぶ公職が一般市民によつて選舉せられる。その何れの選挙にも政黨が活動して勝敗を争ふ譯であるから、政黨を選舉の觀點から研究する學者が合衆國に多く見られるのも當然であると言へる。

(7) 一見全く技術的な性質をもつ様に思はれる些細な選舉制度が意外に政黨に大きな影響を及ぼす例としては、C. E. Merriam は、歐洲に於ける多黨制の原因の中に比例代表制と並べて、被選資格に住所要件のないことをあげてゐるし、

(The American Party System, 1922, pp. 406-407) 又 E. E. Schattschneider は合衆國に於て所謂 long ballot system と投票機械の採用の爲に投票用紙面に記載せられる候補者名制限の必要から群小政黨乃至無所屬の候補者が投票用紙面から記載を排除せられ爲に殆んど致命的な壓迫を受けてゐる事實を述べてゐる。(Party Government, 1942, pp. 105-106)

(8) こゝで二黨制乃至多黨制と言ふのは two-party system, bi-party system, 乃至 multi-party system の譯語であつて、普通に二大政黨(對立)制乃至小黨分立制と言はれて居るものを指す。別して複雑な觀念でもないから譯語の簡潔なるを採つたにすぎず他意ある譯ではない。即ち二黨制とは、議會の過半数を制する一政黨の他には議會の過半数を制し得る現實的可能性をもつ政黨が一箇以上存在せぬ状態を意味し、多黨制とは三以上の政黨のその何れも或はただ一黨を除いては何れも議會の過半数を制し又は制し得る現實的可能性をもたない状態を言ふ。従つて二黨制に於ても政黨の數が二箇に限る譯ではない。例へば Schattschneider, op. cit. pp. 67-68. 尚、二黨制の概念に二黨の同質性を要素として加へる學者があるが賛成できぬ。同質性は二黨制の歴史的要素ではあるが理論的要素ではないからである。従つてブラジル其他南米諸國の現象は議會主義政黨でないのだから政黨概念そのものから除外すべきである。同質性を要素とする一例として山崎時彦教授「二大政黨制論に關する一考察」(經濟學雜誌二〇卷三號)八一頁參看。

(9) 二黨制は合目的選擇の對象ではなくて、原因結果の法則に従ふ。「婦人がその帽子を取り換へるやうに」自由にも多黨制でも採用し得るといふ譯のものではない。蓋し「二黨制は合衆國政治の Rock of Gibraltar である」と言はれるのは、特定の原因の存續する限り ne plus ultra の掟が嚴存するからである。

(10) 筆者は近く二黨制と多黨制に關する全般的研究を發表する豫定である。

二

ウエズレイ大學政治學教授 Schattschneider は特に合衆國の二黨制の原因を檢討して、それは選舉制度の「直

接の結果」に他ならぬと主張して居る。⁽¹⁾ 選挙制度は様々の面に於て政黨の歸趨と關連すること前述の如くであるが、彼がこゝで問題とするのは、多數代表制度が二黨制の存続に決定的な影響力を有する點である。彼は合衆國に於ける影しい選挙の中で主として下院議員選挙と大統領選挙とを例として議論をすゝめて居る。その影響は彼によれば二つに分けて論ずることが出来る。その一は、得票の地域的配分が選挙の結果を左右する決定的要素となるといふことであり、その二は、選挙に於ける政黨の得票總數の割合と獲得すべき議席數の割合とは一致せぬといふ事、及び總得票數が大なれば大なる程その比例以上に議席數が増加するといふ事である。

先づ第一の點について論ずる。合衆國には下院議員選挙區が全部で四三五箇ある譯であるが、選挙の結果各政黨の總得票數の割合とその議席數の割合とが一致することありとせば、それは、總選挙區の中その割合の數の選挙區に於ては何れも百%の得票をなし他の選挙區では得票が全くないといふ場合を想定せねばならない。⁽⁴⁾ 又、例へばある政黨の全國得票總計が全國投票總數四千万票中一千万票であつたといふ事實のみから、その政黨の獲得せる議席數は全然推定できず、極端な場合を考へれば、その政黨が全議席を獨占する場合もあり又逆に議席數零といふ事態の起ることもあり得ないことではない。⁽⁵⁾ 結局右の現象は、得票數で勝敗を決する單位は各選挙區であるがその選挙區が多數存在するといふ事實及び各選挙區に於て各政黨が勝利を得るに必要な得票數以上の剩票をどれだけ得て居るかといふ事態が原因となつて居る。かくて選挙の結果は各政黨の全國得票總計のみでは豫想せられず、その得票が各選挙區で如何に配分されたかによつて決定的に左右せられるのである。⁽⁶⁾ 従つて一政黨が多數の選挙區の全部に於て勝利を得ることは先づ考へられないから、議席は一政黨に獨占せられることなく各政黨に配分せられることになるのである。

かゝる原理が次の二つの事實を導き出す事も容易に理解せられる。即ち先づ、選挙區の區分を廢し全國を一選

舉區として全國候補者名簿に對して投票するとなせば、投票の比較多數を收め得た政黨が全議席を獨占することとなり、一黨獨裁の出現を見るに至ることは、歐州獨裁諸國の先例の示すが如くであらう。又、同様に比例代表制度乃至職能代表制度を採用して選舉區の區分を廢するならば、⁽⁷⁾二黨制の破壞せられること必至であらう。次に、小選舉區單記投票制より大選舉區連記投票制の方が、更に大選舉區にあつてもその議員定数の多い制度の方が、何れも優勝政黨の獲得する議席數が増大する傾向をもつ。例へば現行大統領選舉の場合の如く四十八の大選舉區制の方が、下院議員選舉の場合の如く四三五の小選舉區制よりも一層優勝政黨に有利に働くと⁽⁸⁾いふ譯である。蓋し選舉區の數が減少すればする程、その選舉區の勝利によつて一舉に獲られる議席數は増大するからである。⁽⁹⁾

次に第二の點について論ずる。多數代表の選舉制度に於ては得票總數の割合以上に議席數の割合が増加し、且つ前者が大となればなる程、議席數の割合が増加率を上向くといふ傾向が見られる。例へば、一般投票五五%の政黨は六〇%の議席を得、且つ一般投票が六五%に増せば議席は一舉に八五%に飛躍するといふ次第である。逆の面から言へば、一般投票の割合が低下すれば低下する程、その政黨の獲得すべき議席數は比例以下に減少する譯である。例へば一般投票四五%の政黨は議席四〇%を得、且つ一般投票が三五%に減少すれば議席は僅か一五%に激減する、従つて一般投票が二五%以下ともなれば議席は零か或はそれに近いものとならう。勿論右の數字は説明の便宜の爲のものであつて、實際にはかゝる數字的正確さを以て結果が現はれる譯ではないし、又、右に述べた現象は、第一の問題即ち得票の地域的配分の影響をしばらく無視して考へた譯であつて、つまり「他の條件にして同一ならば」と云ふ假定の下に許される命題たることを忘れてはなるまい。右の現象を別の角度から表現すれば、全國得票總數の割合が増大すればする程その政黨は益々議席を安價に（つまり一議席當りの得票數が僅かで）獲得し得るし、又逆に全國得票總數の割合が低下すればする程その政黨にとつて議席は高價につく事に

なる。⁽¹²⁾即ち投票者の側から言へば、小政黨の候補者に投票するよりも大政黨の候補者に一票を投じた方が、その一票の價値を重からしめ得るといふ譯にならう。

以上述べた如く合衆國に於ける多數代表選舉制度は、優勝政黨の勝利を膨脹せしめると同時に劣勢政黨には極端に不利に作用することになる。而してこの事實が合衆國國民のプラクティカルな性情と相俟つて⁽¹³⁾二黨制を維持して居るとなすのである。

しかしながら、もし然りとするならば何故に一黨獨裁とならないのか。事實に於て、第二黨が依然として第一黨に拮抗し得る勢力を保持するに拘らず、ひとり第三黨以下の政黨のみが極端に不振を餘儀なくされてゐるのは如何なる理由に基くのであるか。Schattschneiderはこの疑問に答へて次の如く述べてゐる。即ち、二黨制は一黨獨裁でないと同時に多黨制でないといふ二面を具へねばならない。従つて二黨制に於ては第二黨の地位が決定的な意義をもつてゐると言はねばならない。蓋し、二黨制を維持するがためには、第二黨は、一方に於ては第一黨の議席獨占から保護せられると同時に、他方に於ては群小政黨の議席侵奪から免れて大政黨たる地位を保たねばならぬからである。先づ前者については大政黨の地域的勢力をあげる事ができる。即ち大政黨はたとへ選舉には敗れても相當な地域的勢力をもつてゐるから、⁽¹⁵⁾全國での第二黨もそれらの地域に於ては第一黨なのであるから、ある程度まで前述の多數代表制度の利益を受ける譯である。例へば民主黨は所謂 Solid South に根張る地方的勢力をもつてゐるから、假に他の全地域で敗れたとしても尙相當の議席を得られるのである。多數代表制度は優勝政黨の利益に於て選舉の結果を歪曲させるけれども、選舉區を認めないファシストの全國候補者名簿制度のやうに劣勢政黨を殲滅し盡すことがないのは、専ら前者に於ては投票の地域的配分が重大な影響力をもつ事實に基くのである。従つて大政黨はたとへ敗れても相當の議席を確保し、次回選舉までの間宣傳を怠らずすべての反政

府派をリードして所謂「野黨」としての侮り難い勢力をもつのであ。

次に後者即ち第二黨と小黨との關係について言へば、第一に、多數代表制度は前述の如く優勝政黨の議席數を膨脹させる傾向をもつが、その同じ作用がむしろ其以上に第三黨以下の群小政黨に對する第二黨の優位を保障することになるのである。第二に、選舉に敗れた第二黨は野黨の地位を獨占し得ることが考へられる。二黨制の要點は第二黨と第三黨（第三の大政黨たらんと希む小政黨中の隨一）との關係にあるが、第二黨が第三黨に對してもつ優位は壓倒的であつて、第二黨は第一黨によつて占められた議席の殘餘は全部又は殆んど全部獨占し得るのである。かくて第二黨はすべての反政府派の中で、次期政權を擔當し得る可能性をほと確實にもつ唯一の政黨であるから、政府黨に眞剣に反對し早急な政權交替を期待するすべての分派が第二黨の旗幟の下に集まる事になるのである。かくして第二黨が反政府の運動を獨占し得る限り、何れ早晚は確實に政權獲得の見込がある譯だから「野黨たる地位の獨占權」は第二黨のいはゞ最大の資産であるといつていい。従つて、群小政黨を支持して之に一票を投ずる者は、反政府の大義を忘れ徒ら小異を主張するものであつて、野黨の勢力を濫費しその一票を徒勞に歸せしめる者たと非難せられるのである。(16)

Herrings 教授の指摘して居るやうに、合衆國に於ける最も重要な第三黨が由來、地方的政黨であつたことは、一つの歴史的事實である。蓋し、強固な地方的地盤をもつ第三黨に對して、多數代表の選舉制度はその地域に於てはむしろ大政黨以上に有利な地位を與へるからであるし、又、劣勢政黨の議席數がその得票數の比例以下になる多數代表制の下に於ては、多少とも議席を獲得するが爲には、小政黨は若干の地域にその全力を集中しなければならぬからである。しかも二大政黨の生命は永いのに比して、小政黨は甚だ不振であるのみならず又甚だ不安定であるのは何故であるか。たとへ強固な地方的支持を得てゐた小黨と雖も、やがて崩壊し忘れられてゆくのは

どうしてあるか。⁽¹⁸⁾それは下院議員の選挙制度からは説明できない。思ふに合衆國政治の焦點とも云ふべきものは議員選挙ではなくてむしろ大統領選挙に外ならない。實に合衆國の政黨は大統領選挙を目標とする各州及び各地方の領袖の緩慢な結合體であるところでもう過ぎではなないのである。⁽¹⁹⁾所で、大統領選挙に於て勝利を得るのは各地方を連ね廣い地域に勢力の地盤をもつ政黨であつて、純粹に地方的な政黨は絶対に勝つことはできないのである。⁽²¹⁾かくして専ら地方的な政黨は、政黨戦術の最も重要な最高のこの獲物を常に逸し去る様に運命づけられ、いつも之を手に入れる大政黨のためにその地方的支持さへ侵奪されて地盤を失ふに至つてやがて崩壊することになるのである。⁽²²⁾

Schattschneider の所説を整理すれば大凡右の如くである。彼は主として合衆國の二黨制について論じて居るのであるけれども、多數代表の選挙制度に於ける一般投票總數と議席數との關係について英國自由黨の例を引いて居るのであつて、⁽²³⁾この點から見れば彼は敢て合衆國に限らず一般に二黨制の原因を選挙制度に求めて居るものと解される。

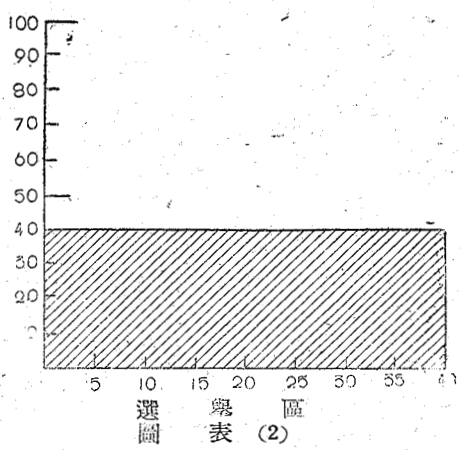
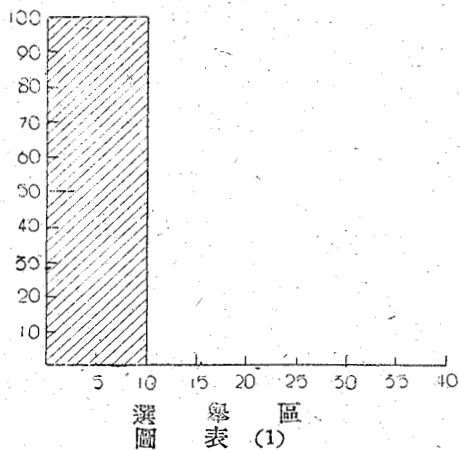
二、註

(1) Schattschneider, E. E., Party Government, 1942

(2) 合衆國下院議員選挙は、一八四二年以降は特殊の場合(國勢調査の結果に基いて州選出の議員定數が増加し之に應ずる選挙區の再劃定が未だ行はれるに至らない期間)を除いてすべて小選挙區制度を採り、他方、一九二九年の議員定數削減當法以降議員定數は四三五名に確定し、その範圍内で人口の増減により國勢調査毎に各州に割當てることになつてゐる。

現在各州選出の議員定數は最大ニューヨーク州の四五名から最少ヴァージニア州の一名に至るまでさまざまである。従つて全國には四三五の選挙區が、各州にはその州選出の議員定數だけの數の選挙區が設けられてゐる譯である。

(3) 大統領選挙は周知の如く複式選挙であり、一般市民は大統領選挙人に投票し(一般投票)大統領候補者が大統領選挙人に投票する(選挙人投票)。一般投票は、各州を選挙区として、當該州選出の下院議員定数に上院議員定数二名を加へた數の大統領選挙人を選出するが、その選出方法は大選挙区連記投票制度である。



(4) 例へば圖表(1)の如く全國得票總數の割合二五%の政黨が議員定數の二五%の議席を得るためには全國四十選挙区の二五%即ち一(一)選挙区で百%の得票を得、他の三十選挙区では全く得票のない場合である。

(5) 例へば圖表(2)の如く

一般得票ノ%
 甲黨は選挙区全部に於て均等に四〇%の得票を得た場合に於て、他に乙内の二黨ありそれぞれ各選挙区で均等に三五%及び二五%の得票を得たものとすれば、甲黨は各選挙区で勝ち全議席を獨占することになる。又、他に乙黨のみが選挙を争つたとすれば乙黨は各選挙区で六〇%の得票を得た譯であるから乙黨が議席を獨占し甲黨は議席を全く得られないこととなる。

(6) 河村又介判事「選挙法」(新法学全集第三卷、昭和十五年所收)四〇頁—四一頁參看。

	共和黨		民主黨		小黨(計)	
	得票	議席	得票	議席	得票	議席
一九二八年	58.1	61.9	40.8	37.8	1.08	0.0023
大選	83.6	領人	16.4	0		
一九三二年	39.7	26.9	57.4	71.9	2.9	1.1
大選	11.1	領人	89.9	0		

圖表(3)

(7) 職能代表制度に於て選挙區の區分が存在しないことは勿論であるが、出代表制度に於ても、その理論を徹底すれば選挙區の觀念を認め得ない筈であり、便宜之を設けるとともに既にその本来の意味をもつものではないと言へよう。

(8) 例へば圖表(3)に於て、一九二八年選挙の際に共和黨は、下院議席の六一・九%を得たに對し大統領選挙人の八三・六%を獲得してゐる。又、一九三二年選挙の際に民主黨は、下院議席の二六・九%を獲得したに對し大統領選挙人の方はその八九・九%を占め得たのである。向かゝる傾向については野村淨治博士も注意してをられる所である。「憲法提要」上巻、三八三頁―四頁

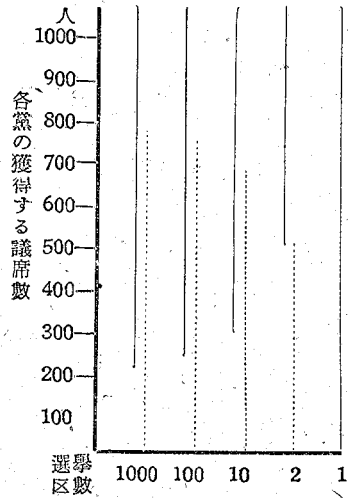
(9) 今假りに議員定數一千、一般投票につき甲黨は六〇%乙黨は四〇%の得票があつたものとすれば、全國を選挙區一、十、百、千に區分した各々の場合に(十、百、千に區分した場合は連記投票制とする)甲乙兩黨のそれぞれ獲得すべき議席數の最大と最少は次の如くである。圖表(4a)(4b)參看。

議員定數千名	甲黨		乙黨	
	最大	最少	最大	最少
1000	1000	216	784	0
100	100	220	780	0
10	1000	300	700	0
1	1000	1	0	1

圖表(4)a 便宜のため各選挙區で51%を得て勝つた黨のみを算した

る同黨支持者數によつて保證せられてゐるより遙かに大である。」と述べて居る。「The New Democratic Constitution of

(10) この點は既に多くの學者の指摘する所である。例へば Headlam = Morley は「(多數代表の選挙制度の下に於ては)議會に於ける多數黨の大きさは同國に於ける



圖表(4)aをグラフで表したものの線數
圖表(4)bは甲黨の最大、乙黨の最小、丙黨の最上、丁黨の最下を表現する

	1932		1936		1940		1944	
	一般投票人 %	選舉人 %	一般投票人 %	選舉人 %	一般投票人 %	選舉人 %	一般投票人 %	選舉人 %
民主黨	57.3	88.9	60.7	98.5	54.7	84.5	53.3	81.4
共和黨	39.6	11.1	36.4	1.5	44.8	15.5	45.8	18.6
其他	3.1	0	2.9	0	0.5	0	0.9	0

圖表 (5)

にかくも僅かしか投票しないかといふ主要な理由は、彼等が實際的な考慮から、恐らく望みのない運動に投票するのは無駄であるといふ考から二大政黨に投票を集中する事にある。この實際的な傾向は恐らく種族的性格に根ざすものではなく

	投票數	選舉員數	議員一人當り得票
政府派	5,564,318	428	13,000
反政府派	4,132,912	81	51,000

圖表 (6)

(13) Saito の點に論及して「合衆國國民が何故小黨

Europe, 1928, 山之内一郎譯書、一〇四頁。 Lasti, H., An Introduction to Politics, 1931 植田譯 一〇六頁等。尚、前註(7)の圖表(2)參看。
(11) 例へば Franklin D. Roosevelt の出馬した四回の大統領選舉に於ける一般投票の割合と大統領選舉人の割合との比較は圖表(5)の通りであつた。前者の増大と後者の増大とを比較せよ。
(12) 例へば一九一八年英國總選舉の結果は次の通りであつた。(圖表(9)參看)即ち政府派は約一萬三千票に對して五萬一千票を必要としたのである。

て、民衆政治の長い間の経験から生じたものと思はれる」と述べて「一黨制は多黨制よりも一層成熟した高度の民衆政治の發達段階を表すものである。」と云ふ Elihu Root の見解を引いて居る。Sat. E. M., op. cit., p. 232.

Root, Elihu, 'The Citizen's Part in Government, 1907, pp. 70-78.

(14) 合衆國下院に於ては第五三議會（一八九三—一八九五）以降第七一議會（一九二九—一九三一）に至る期間の政黨別

議會會期	共和黨	民主黨	小無黨及 無所屬
第38議會	103	80	—
39	145	46	—
40	143	49	—
41	170	73	—
42	139	104	—
43	203	88	—
44	107	181	3
45	137	156	—
46	128	150	14
47	152	130	11
48	119	200	6
49	140	182	2
50	151	170	4
51	173	156	1
52	88	231	14
53	126	220	8
54	246	104	7
55	206	134	16
56	185	163	9
57	193	153	5
58	207	178	—
59	250	136	—
60	222	164	—
61	219	172	—
62	162	228	1
63	127	290	18
64	193	231	8
65	216	210	9
66	237	191	7
67	300	132	1
68	225	207	3
69	246	181	5
70	237	195	3
71	268	175	1

圖表 (7)

議席は圖表(7)に示す如くであり、劣勢政黨と雖もく例外の場合を除いては議席數一五〇を下つたことがなく、稀な場合も一〇〇に満たなかつた事は一度もないのである。

この現象は二大政黨の勢力均衡性として學者の夙に注目する所である。例へば Merriam, は次の如き二大政黨の全國得票總數の割合を掲げて「一八七六年から一九二〇年に至る十二回の選挙に於て一黨が過半數を得たのは六回にすぎず、兩黨の差が5%を越えたのは僅か五回であつた。」と述べてゐる。圖表(8)參看。Merriam, American Party System, p. 325 尙 Schattschneider' op. cit., p. 93

次に小黨の不振については、例へば第五六議會から七五議會に至る二〇回の選挙に於て小黨の平均議席數は五箇であり全

	1876	1880	1884	1888	1892	1896	1900	1904	1908	1912	1916	1920
Rep.	50.49%	48.23	48.89	48.66	46.04	50.88	51.69	56.41	51.58	23.17	46.07	62.7
Dem.	47.95	48.31	48.27	47.82	43.02	46.77	45.51	37.60	43.05	41.82	49.28	35.9
27.45. Progressives												

國 表 (8)

議席数の一%餘りにすぎぬことを見ても明かである。大統領選挙に至っては更

にこの傾向は甚しく、一八四〇年から一九四〇年に至る二十一回の選挙で實に十六回は小黨が除外せられて居る。もし一八六〇年と一九二二年の二回を除いて計算するならば、總計八二六七人の大統領選挙人中で小黨所屬の者は僅か四三人にすぎない。各州についても同様であつて、一九三八年一月現在では四八州知事の中、小黨所屬者は三名にすぎない。州立法院についても一九三八年一月現在につき見ると、總計七四〇五人の議員の中非黨派投票を規定する Nebraska 及び Minnesota 選出の二四一人と無所屬の十一人とを除外すれば小黨所屬の議員は僅か六八名にすぎぬ。しかもそれは Wisconsin (進歩黨六二名、社會黨二名)と New York (米國勞動黨四名)の二州に集中しているのであるから、四四州の立法院會には一名の小黨代表も含まれてゐない譯である。以上の統計については National Almanac and Year Book, (New England ed. 1938) p. 264 參看。

(15) 合衆國の輿論調査なり政治動向の研究に於てこの地域主義の影響を如何に重視してもしすぎることはない。その意義については更だ詳細な検討を要するがここではそれだけふれない。全國を Gallup は六地區に Merriam は四地區に (Merriam, op. cit., pp. 326-327) Sait は更に詳細に九地區に分けてゐる。(Sait, op. cit., pp. 10-13)

尙 Bryce, J, American Commonwealth, 1912, vol. II, p. 39
 Siegfried, A, America Comes Of Age, 1927, p. 269 等參看。

(19) Sait, op. cit, p. 232 參看。

(17) Herring, *The Politics of Democracy*, 1940, p.182

(18) 南北戦後に生じた小政黨に、労働黨、農民労働黨、勤勞者黨、聯合労働黨、社會主義労働黨、人民黨、統一黨、米國黨、進歩黨等々があるが、それらは何れも一般國民の記憶から過ぎ去つてゐる。

合衆國に於ける第三黨の歴史の甚だ要領のよい記述が Salt, op. cit, pp. 280-302 に見られる。

(19) MacMahon, art., "Party," in *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 11, 1933, p. 596 にも同様の表現を見出すことが出来る。

(20) 小黨が大政黨の一つから得票を收奪しそれを或州に集中した場合には、その大政黨の地域的利益の統合を擾亂して大統領選挙の結果に影響することがある。斯様な消極的な意味に於ては小黨も大統領選挙に關與すると云ふことができる。Salt, op. cit, pp. 302-303

(21) 小黨が大統領選挙人を僅かながら獲得したのは次の如く、南北戦争前に三回その後三回、合計六回にすぎない。圖表(9)を参照。

年 度	1832	1856	1860	1860	1892	1912	1924
政黨名	Anti-Masons	American	Constitutional Union	Breckenridge Democrats	Populists	Progressives	La Follette's Progressives
選挙人数	7	8	39	72	22	88	13

圖 表 (9)

(22) Gosnell も、この事實を指摘して「かくして、合衆國の二黨制は英國をも含めての歐洲諸國よりも深く根をこしている。」と述べている。Gosnell H.F., *Why Europe Vote ?* 1930, p. 162

(23) 「かかる小選挙區制度の作用的證明が同様の制度の下に英國自由黨の運命に見られる。資金、威光、有能な指導者、光榮ある歴史、多數の献身的支持者、かくの如きあらゆる有利な條件をもつた一政黨が、選挙制度によつて破滅したのである。即ち自由黨は不幸にも第三黨の地位に陥つたのであるが、一たびかゝる地位を占めるや、それは忽ち小選挙區制度の統計的傾向によつて破滅したのである。」と彼は述べて一九二四年總選挙と一九二九年總選挙とを例に引いて居る

Opfero. Schattschneider, op. cit., pp. 79-80

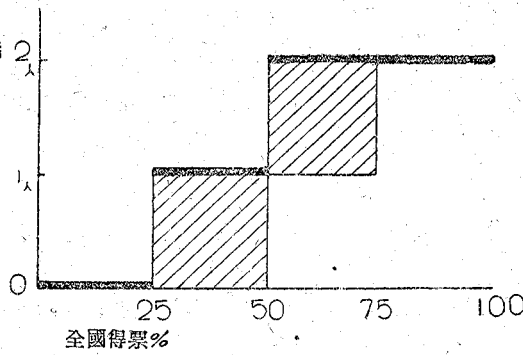
三

多數代表の選挙制度は二黨制と密接な關連をもち比例代表制度が多數制と必然の關係をもつとは屢々人の指摘する所である。後者についてはその理由は明瞭であり争ふ餘地がないからすべての學者が之を認めて居る。しかし前者については、その理由がどこにあるかについては明確な説明は容易に見られないのであつて、従つて之に賛成する者も又之に反對する者もたゞ選挙の實例によつて直ちに自説の論據とするのみであつて、原理的な検討を加へ得なかつたのである。この意味に於て、Schattschneider が右の點について詳細な分析を行つた事は誠に有意義なことと思はれる。

然し乍ら、彼の所説が正當であるか否かはおのづから別箇の問題であつて、この點については検討を要する。

多數代表の選挙制度が政黨勢力に與へる影響として彼の擧げた點は二つに要約される。一つは得票の地域的配分の問題であり、他の一つは全國得票總數と議席數との關係の問題である。先づ第一の論點については、既に多くの學者の論じて居る所であつて、その命題そのものについては正當であると思はれるけれども、この論點のみでは、一黨獨裁が先づ不可能だといふに止まりなぜ多數制にならないかについては説明できない。この點を説明するものとして第二の論點が主張せられるのである。第二の命題が正當なりや否やは實際の選挙統計によつての

議員制度説



圖表 (10)

甲黨	乙黨	論議	論議	論議
P%	Q%	M%	N%	
R%	S%			

み判断するのは正當ではない。蓋し現實の選挙の結果は彼の言ふ通り必ず一般投票の地域的配分の要素が結合して居るのであるからである。従つて第二の論點の正當性を吟味するためには、假に一般投票の地域的配分の要素を捨象して考へねばならない。即ち全國を一選挙區として選挙區の區分を廢した場合を假定すれば最大五一%の得票總數で二〇〇%の議席を得ることになる。小黨分立甚しければこの比率は更に低くてもよいであらう。又、全國が幾多の選挙區に區分せられて居る場合であつても、すべての選挙區で各黨の得票數の比率が同一であるときを假定すれば、この場合にも地域の影響は存在しないが、得票總數と議席數との關係は前の場合と異なる。

次に全國得票總數の増大率と議席數の増大率との比較については、次の例

を假設して甲黨の得票總數の比率の變化に伴つて獲得し得べき最大と最少の議席數を理論的に検討すればこの點も承認せられるのである。即ち、全國が二つの小選挙區に分れ、甲乙二黨が

議席二を争ふ場合に於て得票の%を上圖の如く表して、Mの價が零から百に増大するにつれて甲黨が理論的に獲得し得る最大と最少の議席數をグラフに表現すれば圖表(10)の如くである。即ち全國得票總數の割合が二五%以下であれば議席を得る可能性が全く無く又七五%以上となれば必ず二個の議席を獨占し得る。二五%から五〇%に至るまでは最大議席數一最少議席數零であり、五〇%以上七五%に至るまでは最大二名最少一名の議席を得ることができるのである。(3)而してこの原理は、全國に於ける選挙區の區

分數が多くなればなる程、又、選舉區の議員定數が多くなればなる程、一層大なる割合で妥當する筈である。

以上述べた如く、多數代表制度の及ぼす二つの影響として彼の述べる所はそのものとしては正しいのであつて疑を容れる餘地は更には言はねばならぬ。たゞしかしながら、特に問題とされねばならぬのは、彼がそれを以て二黨制の「原因」であると主張する點である。

彼の所説は二黨制と言はれる政治現象の原因を多數代表の選舉法に求めるのであるが、そも／＼政治現象を法的制度からのみ説明することは可能であるか。思ふに、法は絶對的規範の如く社會的現實の地盤をはなれ價値そのもの的高みから一方的に現實を規制するといふが如きものではない。法はむしろ社會的現實の中から政治を通じて各種利害の妥協によつて生み出され、醸つて社會を規制する機能を果すけれども、社會的現實の推移に伴つて變遷し改正を受けやがて廢止せられる社會的存在として見なければならぬ⁽⁴⁾。天の配劑として多數代表選舉法が與へられれば、突如として政黨分野の再編成が行はれて二黨制が出現するといふが如き事は決してあり得ないのである。法の中でも選舉法は最も政治性の高い法に屬するのであつて、この事は各國に於ける選舉法改正の歴史を一瞥すれば何人にも明かな事實である。プロイセンに於ける一八四九年の三級選舉法は Lassalle の論ずる⁽⁵⁾如く富者中産者及無産者の事實的勢力關係の反映であり、フランスに於ける同年の普通選舉法を規定せる選舉法は同國に於ける無産者階級の社會的實力を示すものであつた。ファシスト黨は一九二三年新選舉法を議會に強制し翌年の總選舉によつて全議席の三分の二を獲得して獨裁制を樹立したのであつたが、ファシスト獨裁の原因が専らそのプレミアム附選舉法にあると論ずるほど滑稽なことではない。われわれは多數代表の選舉法を生み出しそして之を維持して居る社會的地盤をこそ検討せねばならないのである。従つて更に一步を進めれば、多數代表の選舉法は二黨制の原因ではなくしてむしろその結果であると論ずることも不可能ではない⁽⁷⁾。無論ひとたび成立し

た多數代表の選挙法が、彼の指摘したやうな二つの影響を政黨分野に與へる事實は敢て否定することはできない。しかし乍ら、この選挙法の影響が二黨制の形成に決定的な意義をもつと論ずることは不可能である。蓋しフランスは典型的な多黨制の國であるけれども、一九一九年に至るまで多數代表の選挙制度を維持して居たのである。(8) 従つて選挙法は二黨制の決定的原因ではあり得ず、憲法制度、政治勢力、經濟的地盤等々の様々の他の原因と共に作用する一原因にすぎないと見るか、或はそれは他の原因によつて形成された二黨制を強固ならしめ又は之をさしあたり維持する要素であると觀察せねばならぬ。(9)

要するに二黨制の原因に關する選挙法説は Charlesworth の酷評するやうに「淺薄な尤もらしさ」だけしか持たぬと言ふのは當らぬとしても、政黨の本質についての理解の不足が指摘されねばならぬと思はれる。別の機會にも觸れた通り、(11) 政黨の本質はそれが社會を國家に代表する組織たることにあるのであつて、その存立の基盤は社會そのものの中にある。従つて社會の消長は即ち政黨の消長であつて、國民多數の支持によつて政黨は繁榮しその支持を失へば衰微するのである。この「國民の支持」の分析、換言すれば社會的地盤の觀察を怠つて、單に區々たる選挙制度にのみ二黨制の原因を求めるのは Charlesworth とは異つた意味でやはり淺薄と評してよゝのではなからぬ。(12)

— 一九四九年九月稿 —

三註

(1) 例へば河村判事は一般得票の地域的配分の要素を理由として「絶對多數黨を作り、政局の安定と強力政治とを將來すること、小選挙区制度に期約することの誤りであること」を述べ我國の實例を引いてをられる。河村又介判事・前掲書、四一頁。

(2) 例へば一九二九年の英國總選挙の實例は次の如くであつたが、これを以て第二の論點を誤りであるとすのは正當で

なり。

	一般投票	議席
保守黨	一八五九萬	二六〇
労働黨	八三三	二八九

序でながら Lowell は英國政黨の團結力を論ずるに際し、「統計の人を欺くこと諺の如し」と警めてゐる。Lowell, The Government of England, vol. II, 1909, p. 71,

(3) つまり全國得票總數の割合二五%以下と七五%以上の場合とは投票の地域的配分とは全く無關係に一方は全然議席を得ず他方は必ず二名を獨占するのである。それらの中間の場合つまり二五%以上七五%以下の場合には投票の地域的配分の如何によつて議席數が變化し得る譯である。

(4) 例へば尾高朝雄教授「實定法秩序論」參看

(5) Lassalle, F, Ueber Verfassungswesen, 1862

(6) この改正選挙法によれば全國を一選挙區とし、最大の投票を得た政黨に全議席の三分の二を與へ、残りは他の政黨間に得票に應じて配分することになつてゐるのである。ファシスト黨は一九二四年の總選挙に當り猛烈な選挙干渉の結果過半数の投票を得て全議席の三分の二を占め議會を無力化したのである。

(7) Merriam は歐洲大陸に於ける多黨制の原因を論じ、多黨制は比例代表制度の結果ではなくしてむしろその原因と見るべきだと述べてゐる。Merriam American party System, p.419

尚、巖山政道氏「政黨の研究」百頁―百二頁。

(8) フランスの選挙制度の特色は一八八九年以來交互に小選挙區制度とデパルتمانを單位とする大選舉區連記制度とを採用し、しかも第一次選挙に過半数を得た者がなきときは比較多数で當選を許す第二次選挙^{ポスタージュ}を一貫して認めてゐる點にあ

る。一九一九年には比例代表制度を認めたが永續させず一九二七年には再び小選挙区制に戻った。

(9) 他の原因が何であるかについては近く發表豫定の拙稿「二黨制と多黨制」參看。

尙 Headam Ⅱ Morley は第一次大戰後の歐州大陸の比例代表制度を論じ、それは決して多黨制の唯一の原因でないと述べ、他の様々の原因を列擧してゐる。前掲譯書二二二頁。

(10) Charlesworth, J. C. "Is Our Two-party System Natural?" in *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Sept., 1948

(11) 拙稿「政黨の所謂公的性格」(高松經專論叢二一巻一號所收)參看。

(12) 政治現象の觀察に當つては、政治制度と社會的地盤と心理の三方面について綜合的に検討し、又、特に理論的方法と同時に歴史的方法を重視せねばならぬと思はれる。政黨の研究についても、もとよりその通りである。以上

附記 本論文は昭和二十四年度文部省科學研究費による研究の一部である。